

件名	愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例	
主管課	税務課	
根拠法令等	地方税法等の一部を改正する法律 (平成26年3月31日公布・同年10月1日ほか施行)	
<b>【改正の概要】</b>		
<b>1 法人の県民税</b>		
○ <b>県民税の法人税割の税率の引下げ</b>		
県民税の法人税割の標準税率の引下げ（5.0%→3.2%、△1.8%）に伴い、税率を5.8%から4.0%に引き下げる。		
※ 平成26年10月1日以後に開始する事業年度分及び同日以後に開始する連結事業年度分について適用		
※ ただし、中小法人に対する県民税の法人税割額は、当該法人税割額に4分の0.8を乗じて計算して得た額に相当する額を控除した金額		
<b>2 法人の事業税</b>		
○ <b>法人の事業税の税率の引上げ</b>		
法人の事業税の税率を引き上げる。		
※ 平成26年10月1日以後に開始する事業年度分及び同日以後に開始する連結事業年度分について適用		
<b>【資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人の所得割の標準税率】</b>		
所得のうち年400万円以下の所得	2.2% (現行 1.5%)	
所得のうち年400万円を超え年800万円以下の所得	3.2% (現行 2.2%)	
所得のうち年800万円を超える所得	4.3% (現行 2.9%)	
	等	
<b>3 個人の県民税</b>		
○ <b>個人の県民税の控除等の見直し</b>		
(1) 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の課税の対象となる公益法人等に一定要件を満たす法人の追加		
(2) 寄附金税額控除における特例控除割合について、所得税の最高税率引上げに伴う規定の整備		
(3) 所得割額について、前年に非居住者であった期間を有する者についても、恒久的施設帰属所得に課せられる外国の所得税等がある場合に限り、非居住者に係る外国税額控除を適用		
施行日	・ 1及び2	平成26年10月1日
	・ 3の(1)	平成27年1月1日
	・ 3の(2)	平成28年1月1日
	・ 3の(3)	平成30年1月1日
<b>【その他参考事項】</b>		